

新規上場申請に係る債券の発行要項

【表紙】	
【公表書類】	新規上場申請に係る債券の発行要項
【公表日】	2026 年 8 月 7 日
【発行者の名称】	独立行政法人国際協力機構
【代表者の役職氏名】	理事長 田中明彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町 5 番地 25 号
【電話番号】	03 (5226) 9279
【事務連絡者氏名】	財務部有償財務課
【有価証券の種類】	国際協力機構債券
【有価証券の発行価額の総額】	第 88 回国際協力機構債券(3 年債) 10,200 百万円 第 89 回国際協力機構債券(5 年債) 9,800 百万円 計 20,000 百万円
【プログラム情報の内容】	
公表日	2026 年 8 月 6 日
発行予定期間	2026 年 8 月 7 日から 2028 年 8 月 6 日まで
発行残高の上限	該当事項なし
【取引所金融商品市場等に関する事項】	該当事項なし
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書の提出状況】	該当事項なし

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、新規上場申請に係る債券の発行要項（以下「本発行要項」という。）により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、本発行要項の内容（本発行要項に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 本発行要項に基づき独立行政法人国際協力機構が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本発行要項は特定証券情報を構成しません。

第 88・89 回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 88 回国際協力機構債券及び第 89 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2026 年 7 月 31 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 本債券については、金融商品取引法第 27 条の 31 に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/about/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 有償財務課
電話番号 東京 03（5226）9279

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券（3年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（3年債）	6
3 新規発行債券（5年債）	7
4 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）	11
5 新規発行による手取金の使途	12
6 投資者の情報開示について	13
第二部 参照情報	14
第1 参照書類	15
第2 参照書類の補完情報	15

第一部 証 券 情 報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第88回国際協力機構債券	債 券 の 総 額	金10,200百万円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金10,200百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	2026 年 8 月 7 日
発 行 価 格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期 日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年 1.787%	払 込 期 日	2026 年 8 月 24 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	2029 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）まで これをつけ、2026 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、 毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日 の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第 3 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかか る支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以 下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、2029 年 6 月 20 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律 第 136 号。以下「JICA 法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立っ て自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を2026年8月7日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を2026年8月7日付で取得している。ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（https://www.moodys.com/web/ja/jp.html）の「信用格付事業」の「詳細を見る」をクリックして表示される「格付・規制」の「格付ニュース」に掲載されている。
------------	--

摘 要	なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2026年8月7日付第88回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否す
------------	---

	ることができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。 8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。 ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。 ③決議が著しく不公正であるとき。 ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。 (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。 10. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社の本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。 11. 募入方法
--	---

摘 要	応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（3年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。 1 2. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（3年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号		1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 17.5 銭とする。
	SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
計	—	百万円 10,200		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

※第88回国際協力機構債券は、POT方式による起債運営のため個々の引受人の引受金額の設定はない。

3. 新規発行債券（5年債）

銘 柄	第 89 回国際協力機構債券	債 券 の 総 額	金 9,800 百万円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金 9,800 百万円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	2026 年 8 月 7 日
発 行 価 格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期 日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	年 2.182%	払 込 期 日	2026 年 8 月 24 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	2031 年 6 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2026 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第 3 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、2031 年 6 月 20 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「JICA 法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 (1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） 本債券について、当機構はR&I からAA+の信用格付を2026年8月7日付で取得している。R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関して R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。） 本債券について、当機構はムーディーズからA1の信用格付を2026年8月7日付で取得している。ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。 本債券の申込期間中に本債券に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（https://www.moodys.com/web/ja/jp.html）の「信用格付事業」の「詳細を見る」をクリックして表示される「格付・規制」の「格付ニュース」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行し
------------	---

摘 要	ない。 3. 募集の受託会社 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の 2026 年 8 月 7 日付第 89 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。 6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。
------------	---

摘 要	8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。 ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。 ③決議が著しく不公正であるとき。 ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。 (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。 10. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社の本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。 11. 募入方法 応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。 12. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
------------	--

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号		1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 22.5 銭とする。
	SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
	計	—	百万円 9,800	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

※第89回国際協力機構債券は、POT方式による起債運営のため個々の引受人の引受金額の設定はない。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	46 百万円	19,954 百万円

(注) 上記金額は、第 88 回国際協力機構債券及び第 89 回国際協力機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,954 百万円は、発行から 24 か月以内に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

当機構が、2023 年 4 月に公表した「JICA ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」は、国際資本市場協会のソーシャルボンド原則 2021、グリーンボンド原則 2021 及びサステナビリティボンドガイドライン 2021 に適合する旨のセカンドパーティーオピニオンを、独立した第三者機関であるムーディーズ・ジャパン株式会社より 2023 年 4 月 7 日付で取得しています。上記フレームワークに基づき、サステナビリティボンドとして本債券を発行します。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等に対する譲許的条件による貸付である「円借款（ドル建て借款を含む、以降同じ）」と、我が国又は開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」があります。

有償資金協力は、開発途上国・地域の持続的な発展を支援するために実施されるものであり、電力、道路、鉄道といった基本的なインフラ整備、安全な水、廃水・廃棄物処理、教育や保健・医療といった必要不可欠な社会サービスの整備、持続可能な食料システム構築と貧困削減を促進する農業・農村開発、雇用と経済成長を支える産業開発・中小企業の育成、気候変動対策、自然資源・環境の持続的管理、防災・災害からの復興、ジェンダー平等・女性のエンパワメント促進、平和構築などの支援が含まれます。

円借款の供与に当たっては、協力相手国の所得水準、協力分野、我が国の優れた技術やノウハウの活用の有無などに応じ、供与条件（金利、償還期間等）を決定しています。

JICA は、有償資金協力事業すべてが社会的課題の解決に貢献する事業としてソーシャルボンドの資金使途を満たすと考えます。また、これらには、社会的課題の解決に加えて環境面の課題解決にも貢献する事業が含まれます。このため、JICA のサステナビリティボンドの資金使途は、ソーシャルボンドの資金使途のみを満たす事業に加え、ソーシャルボンドの資金使途を満たし且つ環境面の課題解決にも貢献する事業により構成されます。

資金使途、事業の評価・事業選定プロセス、調達資金の管理、レポーティングは下記のフレームワークにて詳述しています。

JICA ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク

https://www.jica.go.jp/about/investor/spo/_icsFiles/afieldfile/2025/01/15/bond_framework_jp.pdf

【参考】

セカンドパーティーオピニオン（発行者：ムーディーズ・ジャパン株式会社）

https://www.jica.go.jp/about/investor/spo/_icsFiles/afieldfile/2023/09/06/bond_opinion_jp.pdf

6. 投資者の情報開示について

第88回国際協力機構債券及び第89回国際協力機構債券の購入を予定している投資者の名称、投資方針や検討状況、需要額・希望価格及び最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、主幹事である野村證券株式会社、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対して投資者より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各主幹事を通じて、必要に応じて当機構に開示、提供及び共有される予定です。

なお、当機構は当該情報について、本債券の募集又は発行に関する目的以外には使用しません。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ

(<https://www.jica.go.jp/about/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（2026年7月31日現在）」

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2026年7月31日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2026年8月7日）までの間において、変更及び追記すべき事項は生じておりません。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2026年8月7日）現在においてもその判断に変更はありません。